

策定の趣旨

令和5年4月に施行されたこども基本法により、市町村におけるこども施策についての計画を定めることが努力義務とされた。

本市では、たがじょうすくっぴープラン2と多賀城市母子保健計画を見直すとともに、若者に関する計画を加え、「多賀城市こども計画」として新たに策定する。

※たがじょうすくっぴープラン2
第2期多賀城市次世代育成支援行動計画（後期計画）及び多賀城市子どもの貧困対策計画を一体とした計画

計画の位置づけ

多賀城市こども計画に、下記計画を包含する。

- ・子ども・若者計画
- ・次世代育成支援行動計画
- ・子どもの貧困対策計画
- ・母子保健計画

※第3期多賀城市子ども・子育て支援事業計画は、本計画の下位計画として位置づけ。

計画期間

令和9（2027）年度から令和13（2031）年度までの5年間

計画の対象

すべてのこども・若者（概ね39歳まで）と子育て当事者

課題の整理

- ・若者の悩み事の上位が「お金・仕事のこと」。
- ・将来に希望をもつ若者が6割にとどまる。

地域ぐるみでの心身の健やかな成長と自立への支援

- ・不登校児童・生徒の上昇傾向
- ・貧困世帯におけるこどもの体験機会の少なさ
- ・就労していない若者の9割に就労意欲あり

困難を抱えるこども・若者への支援

- ・「自分の意見をはっきりと伝えることができる」こども・若者が6割程度。
- ・支援が必要な層ほど意見表明が困難な傾向。

こども・若者の権利擁護と意見表明の機会の確保

- ・理想の数のこどもを持てない理由の上位「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」
- ・結婚支援ニーズとして「結婚資金の支援」「出会いの場の創出」

希望する結婚・出産の実現に向けた支援の充実

- ・子のいる世帯の8割以上が核家族
- ・保護者の約4割がワンオペ育児経験あり

安心して子どもを育てる支援の充実

施策の展開

基本目標 1

こども・若者の健やかな成長と自立を支える

基本目標 2

困難を抱えるこども・若者とその家族を支える

基本目標 3

こども・若者の権利と安全・安心を守る

基本目標 4

希望する結婚・出産の実現と安心して子育てができる環境をつくる

基本施策

基本理念

すべての子育て当事者が安心してこどもを生み育て、
すべてのこども・若者が夢をもって自らの可能性を広げていくまち

基本的な視点

- ・すべてのこども・若者の権利擁護の視点
- ・すべての子育て当事者への応援の視点
- ・地域全体でこども・子育てを応援する視点
- ・個人の価値観を尊重する視点
- ・こどもや若者、子育て当事者とともに社会をつくる視点